



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

印紙税がかからない「でんさい」がスタート

◆「でんさい」とは？

2008年12月に施行された「電子記録債権法」により、事業者の資金調達等の円滑化を図るため、手形に替わる新たな決済手段として電子記録債権を電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することで発生・譲渡できるようにした、新しい決済手段です。

全国銀行協会が設立し、全銀行が参加する電子債権記録機関「でんさいネット」が2月18日よりサービスを開始することから、注目を集めています。

◆「でんさい」制度を創設した目的

以前から、事業者が売掛債権などを指名債権や手形の形で譲渡することによる資金調達のための取引は行われていましたが、「債権の存在や帰属を確認するためのコストがかかる」、「二重譲渡のリスクがある」、「人的抗弁の対抗を受けるリスクがある」、「流動性に乏しい」などの問題点がありました。

他方、手形については、「盗難・紛失のリスクや発行・管理・運搬のそれぞれにコストがかかる」、「印紙税の負担がある」などの問題がありました。

そこで、こうした問題を解決するものとして、また、事業者の資金調達の多様化・円滑化につなげるものとして電子記録債権「でんさい」の制度が創設されたのです。

◆利用するメリットは？

従来の手形の場合、発行・管理・運搬にコストがかかるだけでなく、紛失リスク等の問題もありましたが、電子記録債権はペーパーレスのためこうしたリスクがなく、印紙税が課税されないことも、手形発行企業・受取り企業双方にとっての大きなメリットとして挙げられます。

また、電子記録債権を発生・譲渡させるには、必ず電



子債権記録期間の記録原簿に記録を発生させることが必要となることから、債権の存在の確認や帰属の確認が容易にでき、二重譲渡のリスクもありません。

さらに、手形割引のように金融機関に譲渡して現金化したり、あるいは回し手形のように二次納入企業に譲渡してその支払いに充てたりすることができるほか、いくらでも分割できるというメリットもあるため、これまで資金調達に充てにくかった債権を活用できるようになるといった効果も期待されています。

「現物給与」の価額の取扱いが変更に

◆適用価額は、原則「勤務地」が基準

報酬、賞与または賃金が、金銭・通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）に、その現物給与がいくらに相当するかは、その地方の時価により、厚生労働大臣が定めることとされています。

従来、現物給与の価額の算出にあたっては、原則として「適用事業所の所在地」が属する都道府県の価額が適用されていました。本社および支店等を合わせて1つの適用事業所とされている適用事業所は、支店等に勤務する被保険者についても、本社の所在地が属する都道府県の現物給与の価額が適用されてきました。

◆取扱いの変更は4月1日から

この取扱いが、平成 25 年 4 月 1 日から変更されます。

現物給与の価額が生活実態に即した価額となるように変更されることとなり、「被保険者の勤務地」が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することが原則となります。

◆具体的には？

具体的には次の通りです。

(1) 原則

現物給与の価額の適用にあたっては、被保険者の勤務地（被保険者が常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することを原則とする。

(2) 派遣労働者

派遣元事業所において社会保険の適用を受けが、派遣元と派遣先の事業所が所在する都道府県が異なる場合は、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

(3) 在籍出向、在宅勤務等

在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外の場所で常時勤務する者については、適用事業所と常時勤務する場所が所在する都道府県が異なる場合は、その者の勤務地ではなく、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

(4) トラックの運転手や船員等

トラックの運転手や船員等の常時勤務する場所の特定が困難な者については、その者が使用される事業所が所在する都道府県（船員については当該船員が乗り組む船舶の船舶所有者の住所が属する都道府県）の現物給与の価額を適用する。

自社の社員で該当する可能性がある場合には、注意が必要です。

3月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

11日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行] 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

15日

○ 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用の物> [税務署]

○ 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]

○ 個人事業税の申告 [税務署]

○ 個人事業所税の申告 [税務署]

○ 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]

○ 所得税の確定申告期限 [税務署]

○ 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]

4月1日

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

○ 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

～当事務所よりひと言～

中小企業や個人事業主様に朗報です！政府は、平成 25 年度税制改正において、所得拡大促進税制を創設する方針です。給与支給額を増加させた企業に対し、増加額の 20%(中小企業の場合)を税額控除します。さらに、既存の雇用促進税制の税額控除額を増加雇用者数 1 人当たり 20 万円→40 万円に引き上げるそうです。ただし、両税制は選択適用となります。

今後のアベノミクスに期待したいですね。